

令和4年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年4月28日（火）14時00分

2. 場 所：庄内公民館 会議室2

3. 出席委員 11名

会 長	7番	坂 本 成 一
副 会 長	4番	高 田 英

委 員	1番	縣 次 男
	2番	二 宮 寿 徳
	3番	秋 吉 一 郎
	5番	大 津 雄 司
	6番	大 野 重 利
	8番	江 藤 国 子
	11番	橋 本 早 人

4. 欠席委員	9番	佐 藤 一 富
	10番	麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑤ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第4回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号2番 二宮 寿徳委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第5までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号～3号 3件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号から3号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思ひます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第4号～10号 7件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説

明。

議 長

それでは、議案4号ですが、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

はい、それでは説明をいたします。

場所は挾間町高崎、来鉢の交差点のすぐ下になります。渡人は挾間の方、受人は大分市の方です。これは空き家バンク付随農地になっております。農地が540㎡付いてございます。以上です。審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案5号ですが、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

それでは議案5号について説明させていただきます。

場所は湯布院町の温水園という老人ホームの近くですが、渡人の田んぼを今まで受人が借りて作られていたんですが、渡人がもう後継者もいないので耕作できないということで、受人が買って田んぼをすることになりました。受人はハウレンソウ農家で田んぼも広くやっているので問題ないと思います。以上です。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案6号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号について事務局の方より説明いたします。

場所は庄内町畑田、出雲大社の北側の土地で久大本線に接している田んぼです。

渡人が離農により田や畑を処分しております、知人である受人の方へ売買で所有権を渡すということです。

受人は農業もされておりますし、農業機械や設備もお持ちですのでふさわしい案件ではないかと事務局の方では考えております。以上です。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案7号ですが、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

7番について説明をさせていただきます。

場所は湯布院町川西の奥江の郷の反対側の谷のところなんですけど、渡人がもう高齢のためもう耕作できないということで、受人の家の上の田んぼのため受人が規模拡大して耕作を続けるということで話が付きました。機械などは持っていますので特に問題はないかと思えます。以上です。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案8号ですが、私(議席番号7番 坂本 成一委員)から説明します。

7番 坂本 成一 委員

受人は土建業をやっています。それで農地を守りながら農業もやっております。

申請地が会社のすぐ隣で、小野屋から上がりついたところらへんで、会社の隣接地みたいなところの農地でありますんで、受人が買い取って管理したいということでもありますので、私はもう判を押しました。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議案9号ですが、縣 次男委員が議事参与制限を受けますので退席を致します。

(1番 縣 次男委員 退席)

議案9号について、議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

渡人はもう農業をされてなくて、耕作放棄された土地を縣さんが機械を入れてきれいにされていました。

縣さん自身は認定農業者でありまして、機械等も揃っていることから何ら問題はないと思います。よろしくおねがいします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

縣委員 お入りください。

(1番 縣 次男委員 着席)

縣委員に報告致します。

挙手多数で、この案件承認と決定しました。

1番 縣 次男 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案10号ですが、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

では議案10号について説明をします。議案10号の渡人と受人はお母さんと息子さんの関係です。

渡人である息子さんの名義で土地を持っていたんですが、今回破産の手続きをすることになりまして、お母さんが買い上げる、家族間ではあるんですが、金銭のやり取りをしてお金を確保するというか、そういう手続きにするということで家族内での名義変更ですが売買という申請事由で出ております。

今後の経営については、もともと農家としては同一世帯でありますのでこれまでと変わらないということで農地法上問題はないと考えております。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案11号ですが、麻生委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

では、事務局より説明をします。

場所は庄内の出雲大社の北側と西側に存在する農地3筆となっております。

先ほどの3条でも出てきた渡人が持たれている土地なんですが、渡人は別府の方へ出られておまして土地の処分を考えていたところ、出雲大社が駐車場が不足しているということで売買の話がまとまったと聞いております。面積としてはかなり大きいんですが、出雲大社は宗教法人であることから年数回は大祭などの行事で人が集まることありまして大体100台ぐらいは車が来る状況であるそうです。今まではそのたびに近くの空き地とかを借りていたんですが、今回隣接地でもあることから確保したいということで申請が出てきております。

まあ宗教法人という理由もありまして、必要な駐車台数がかなり多いのはやむを得ないかなというところで、一応事務局としては問題ないかなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

土地利用計画図が付いているんですが、駐車場とする面はアスファルトとかで舗装するのか砂利敷きなのか、あるいは土のまま転圧するのかそこらへんが記載されていないのですがどうなってますか。要するに雨水の排水対策がきちんとされているのかというのが気になるんですが。周辺の農地に影響が出るのではないかとこの所が気にかかります。

事務局

図の方には記載がないんですが、見積書から碎石敷き込みのローラー転圧と記載がありますので砂利敷きとなっております。雨水については自然浸透となりますので基本的には問題はないと思われま。

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

今ね、排水の関係だけど、この平面図からだとは自然浸透でということだけどそれが本当にできるのかなと思うんだけどね。事務局がただそういうふうと言って、じゃあいいですよっていうふうにはならないと思うんです。

この付近は田とか多いからそれなりの排水計画とかしないといけなんじゃないかと思うんだけど。この農業委員会に出される申請のマニュアルの中のチェック表に、排水についてしっかりしなさいっていうのがあると思う。自然で処理するということ自体がね、それでいいのかなと思うんだけど。あの、街中とかならまた違うかもしれないけど、こんな田んぼとかが近くにあるところだったら水自体がほんとに多いところだから。

それと関連になるんだけど、平面図の中でどの辺まで造成するのかっていうのを考えないといけなんじゃないかと思った。そのことについて事務局はどのように考えてるか聞きたかったんですけど。というのも去年庄内の方で出た案件でいろいろ問題が出ていたようでしたので。あとは土地利用計画平面図で排水の計画はどの辺までするのがいいのかどうかって言うのもね、例えば私が申請者から聞かれたときにここまですればいいですよって答えれないといけないと思うので、事務局はどのように考えてるのか。今みたいに平面図上では自然に流れますよって言うことでいいのかどうか、その辺だけ確認ですが。

事 務 局

排水についてはですね、砂利敷きとか、たまに土のまま転圧という場合もありますが、そういう時には基本的に自然浸透でいいというのは過去県の許可の時から通例でありますので、基本的にはその取扱いで問題はないです。ただし傾斜地とか状況にもよりますが。

申請地は元々が田んぼなので平坦な土地であるのでそういう扱いでいいかなと思うんですが、傾斜が激しいところを砂利敷きして自然浸透ですとか言って疑わしい場合には、それはおかしいんじゃないかという話が出かねないですけど、基本的にフラットなところで砂利敷きであれば自然浸透でいいという話になってますので、取り扱いとしてはそういうことになるかなと思います。

3番 秋吉 一郎 委員

そうすると、もし造成計画があるところは排水計画まできちっとしたものを作らないといけないということ？要はどれくらい権限があるかだけ。

事 務 局

ただし、案件によっては、例えば太陽光施設とかであれば流量計算書を資料として求めるとかがあるので、それはもちろんあります。ただし、資材置場や駐車場で砂利敷きであれば流量計算までは求めない、自然浸透で処理するという場合が主になります。

ただし、特別現地の状況とかによって資料を求めた方がいいのではないかと判断されればそれはもちろん求めることになります。

3番 秋吉 一郎 委員

自然沈下自体は認めるということですね。

事 務 局

そうですね、今までの状況とあまり流量が変わらないという考え方で、基本的には自然浸透があり得る場合も多々あるということをご認識いただきたいかなと思います。

3番 秋吉 一郎 委員
はい、わかりました。

議 長
他に質問はありませんか。
(ありません。)
質問がない様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認いたします。

続きまして議案12号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員さんより説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員
はい、説明いたします。
議案番号12の資料の方を見ていただきたいと思います。
本案件はですね、既に駐車場用地となっております、そのため始末書が添付されております。場所的に農振外でありますし、第3種農地ですので内容としては何ら問題ないと思います。
以上です。審議よろしく申し上げます。

議 長
はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
質問がない様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認いたします。

続きまして議案13号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員さんより説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員
はい、説明いたします。
議案番号12と関連がありまして、この13番の方が本題でありまして、渡人が息子である受人の方へ家を建てる宅地として贈与するということがありまして、元々1筆の土地を分筆して、この宅地にする土地と先ほどの12番の土地を申請するという事です。
内容といたしましても、12番同様に農振外でして第3種農地でもありますので何ら問題ないと思います。
審議お願いします。

議 長
はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認いたします。

続きまして議案14号ですが、佐藤委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の14号について説明をします。

資料は本日お配りした追加分と書かれているものに位置図等入れておりますのでご覧ください。

場所は、久大本線の鬼瀬駅のところから篠原橋を渡りまして、ヨーグルトン乳業がありますがそのちょっと上のところ、地図でいうと西側のところで家が何件か並んでいるところの農地となっております。

受人はビル管理の会社を経営しており、現在は大分市東院の方に事務所と駐車場を持っているんですが、そちらがかなり手狭になっているということで、申請地の隣の建物が受人所有の以前住んでいた家らしいんですが、そこを会社の施設として利用するに伴い隣に駐車場を造成したいということでありまして。

所有は受人個人名ですが、利用は会社名義で利用することから貸駐車場用地ということで申請になっておりまして、社長の個人名から会社に対して貸すということで契約書の添付もあり確認が取れております。

農地区分も2種農地であり農振も外れていることから、農地法上の許可の要件は満たしていると判断しております。

以上よろしく申し上げます。

議長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認いたします。

■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第15号～28号 14件)

議長

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）14件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案15号から22号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この15号から22号の案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案23号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この23号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案24号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この24号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案25号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この25号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案26号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この26号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案27号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この27号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案28号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この28号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。